

自治組織（自主防災組織）に加入しましょう

駒ヶ根市区長会
駒ヶ根市長

駒ヶ根市では、皆さんが安心して快適に暮らすために、お住まいの地区の、区や自治組合等の自治組織への加入をお勧めしています。少子高齢化が急速に進む時代にあって、皆さんが地域で安心して安全に暮らすためには、行政サービスに加えてお互いが支え合って暮らすことが不可欠です。中には「ご近所付き合いがなくても特に困らない」という方もいるかもしれません。

しかし、いざという時に頼りになるのは、地域のきずなや支え合いです。ひとたび大きな災害が発生すると、行政の対応には残念ながら限界があります。そんな時に、まず頼りになるのは「隣近所の顔見知りによる助け合い」です。

このことは、阪神淡路大震災、東日本大震災、そして能登半島地震など、全国各地の被災地の事例でも明らかとなっています。そのような中で、身近な地域の自主防災活動の重要性がますます注目されています。

住民の皆さんがお隣りどうし言葉を交わし、きずなを深めて暮らすことが、お互いの支えとなり、区や自治組合等の自治組織を持続可能にしていけます。区や自治組合の一員として加入していただき、ご自身の住む地域を知り、活動に参加し、隣近所との交流を深めましょう。

◇◇◇自治組織では、住みよい地域づくりのため、次のような活動しています。◇◇◇

1 安全で安心な生活をおくるために

地域内の危険箇所の確認、防災訓練の実施
地域の避難所の整備、運営
防災資機材の整備管理、災害時備蓄品の確保
消火栓や消火器などの消防設備の整備管理
外灯（防犯灯）の設置、管理
地域内道路の自主除雪作業



2 快適な環境づくりのために

地域のごみ集積所を設置、管理
地域の公園、河川、道路等の環境美化活動

3 交流とお互いの理解のために

子ども会、運動会、お祭り、文化祭など

4 地域課題の解決やみんなの声を生かすために

地区内及び行政との懇談・調整など



加入に関する問い合わせ先は、裏面をご覧ください。

小町屋区自治組織加入の問い合わせ（令和6年度）

自治組織の加入条件や活動内容は、地区によって異なります。

※自治組織の運営は、市からの補助金のほか、加入者の会費等で運営されています。

まずは、自治組合長（自治会長・町内会長など）か隣組長にご相談ください。

小町屋区	区長	電話	
.....	自治組合長	電話	—
.....	隣組長	電話	—

《小町屋区の主な事業》

5月 区民厚生大会 ソフトボール・ソフトバレー・マレットゴルフ等

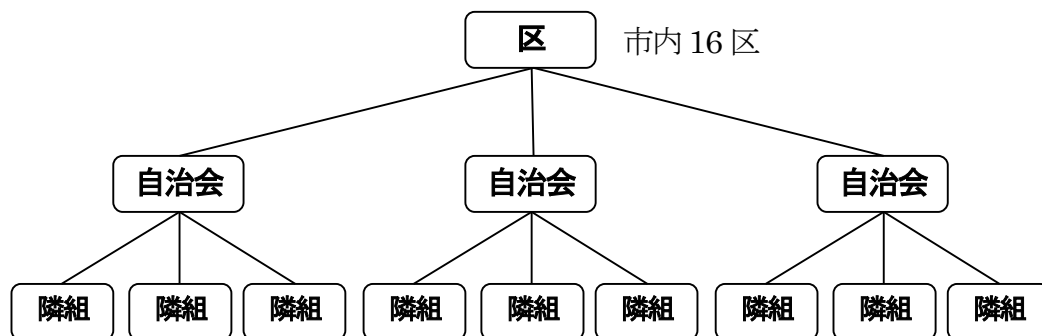
6月 敬老会 7月 市政懇談会 8月 区民ふれあい広場・成人式

10月 区文化祭 12月 しめなわ作り講習会 2月 新入居者懇談会

【参考】駒ヶ根市協働のまちづくり条例（平成20年制定）

- 市民は、互いに助け合い、地域の課題に自ら取り組むことで、心豊かに安心して暮らせる生活環境を築いている自治組織の意義を認識し、尊重しましょう。
- 市民は、全員が自治組織に加入し、自治組織を通じて行動することで、地域の一員としてその責務を果たしていくことに努めましょう。
- 自治組織に加入することができない特別な事情がある場合は、自治組織に加入した場合に準じて、地域における負担を分任し、地域で生活していくうえで責任ある行動に努めましょう。

駒ヶ根市の自治組織は、下図のような階層構造となっています。



駒ヶ根市の自治組織に関する問い合わせ先
駒ヶ根市総務課 自治組織創生室
電話 83-2111（内線 216）